阿賀野市告示第29号

阿賀野市知的障害児者手当支給要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。 令和6年2月28日

阿賀野市長 田 中 清 善

阿賀野市知的障害児者手当支給要綱の一部を改正する要綱

阿賀野市知的障害児者手当支給要綱(平成16年阿賀野市告示第33号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

阿賀野市知的障害児·者手当支給要綱

第1条から第3条まで、第7条及び第8条中「知的障害児者」を「知的障害児・者」に改める。

第1号様式中「知的障害児者」を「知的障害児・者」に改め、「⑩」を削る。 第2号様式を次のように改める。

## 第2号様式(第3条関係)

## 知的障害児·者手当支給決定(却下)通知書

第 号 年 月 日

様

阿賀野市長 印

先に申請のありました、知的障害児・者手当の支給については以下のとおり決定したので 通知します。

1 認定について	支給開始年月	年 月分から支給い たします。
	支給月額	療育手帳A所持者3,000円 療育手帳B所持者2,000円
	支給について	4月、8月及び12月の月末までに、 指定口座に4箇月分を1回として 振込みます。
	届出について	以下に該当した場合は、届出が 必要です。 ・療育手帳の交付が受けられな くなったとき。 ・対象者が亡くなったとき。 ・対象者が施設入所以外の理由 で転出したとき。
2 却下について	却下した理由	

第3号様式から第5号様式までの様式中「知的障害児者」を「知的障害児・者」に改める。

附則

この告示は、令和6年2月28日から施行する。